

身障者用駐車場利用証相互利用に関する協定書

山口県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県（以下「関係自治体」という。）は、やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度、佐賀県パーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）制度、長崎県パーキング・パーミット（身障者用駐車場利用証）制度、熊本県障がい者用駐車場利用証（ハートフルパス）制度及び鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）における駐車場利用証（以下「利用証」という。）の相互利用について協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、身障者用駐車場の適正利用を推進するとともに、関係自治体において、利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、それぞれ関係自治体で発行する利用証の相互利用に関する必要な事項を定めるものとする。

（相互利用）

第2条 利用者は、関係自治体と施設管理者が協定を締結した施設及び協力依頼に同意した施設（以下「協力施設」という。）の身障者用駐車場を相互に利用できるとする。

（関係自治体の役割）

第3条 関係自治体は、前項の規定による利用証の相互利用を有効なものとするため、次に掲げる事項を行うものとする。

- （1）利用証の相互利用について利用者及び協力施設への周知
- （2）関係自治体の連携による利用証制度の効果検証・普及啓発
- （3）前2号に掲げるもののほか、利用証の相互利用を有効なものとするため必要な事項

（協定締結自治体の拡大）

第4条 関係自治体は、利用証制度を実施している他の地方公共団体との連携を図るものとし、当該地方公共団体がこの協定の趣旨に賛同する場合は、新たに協定を締結するものとする。

（その他）

第5条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、関係自治体が協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成22年8月1日から施行する。

以上のとおり協定したことを証するため、この協定書5通を作成し、それぞれ押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年 7月26日



山口県知事 二井 関成



佐賀県知事 古川 康



長崎県知事 中村 法道



熊本県知事 蒲島 郁夫



鹿児島県知事 伊藤 祐一郎